

令和4年第4回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年4月27日(水)午後1時30分から2時58分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(13人)

| | | | |
|---------|-----|-----|-----|
| 会長 | 1番 | 内川 | 昭二 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 野町 | 重理 |
| 会長職務代理者 | 3番 | 大久保 | 暢夫 |
| | 4番 | 川島 | 一義 |
| | 6番 | 野村 | 勉 |
| | 7番 | 樋口 | なぎさ |
| | 8番 | 西岡 | 秀輝 |
| | 9番 | 有澤 | 節子 |
| | 10番 | 福本 | 隆憲 |
| | 11番 | 西岡 | 大作 |
| | 12番 | 山内 | 芳幸 |
| | 13番 | 栗山 | 浩和 |
| | 14番 | 小松 | 豊喜 |

4. 欠席農業委員(1人)

5番 千光士伊勢男

5. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

| | | |
|-----|----|----|
| 川北 | 中平 | 秀一 |
| 土居 | 入交 | 大輔 |
| 井ノ口 | 小松 | 昌平 |
| 畑山 | 小松 | 光正 |
| 穴内 | 長野 | 榮徳 |

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3届出について

報告第2号 農地法第18条第6項解約通知報告について

議案第3号 農地法第3条許可申請について

報告第4号 農地法第4条届出報告について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について

報告第7号 農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について

議案第 8 号 非農地証明願について

議案第 9 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

議案第 10 号 安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農
用地利用計画変更（案）について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久

事務局次長兼振興係長 北村 博昭

事務局農地係長 弘井 恭介

8. 会議の概要

- 議 長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。
- 事務局長 本日の出席状況を報告します。
定数 14 人、欠席 1 名、出席数は 13 名であります。欠席委員
5 番、千光士委員からは所要のため、欠席の届出がっております。
次に、事務の概要報告をいたします。
4 月 5 日に、女性の農業委員会活動推進シンポジウムが開催さ
れまして、リモートで野町委員と樋口委員が参加をしていただい
ております。
4 月 6 日には、農業委員会による最適化活動の推進について説
明会がございまして、こちらリモートの方で北村次長及び弘井
係長が参加しています。
4 月 25 日には、第 73 回常設審議委員会が開催されまして、
弘井係長が出席いたしました。
以上で、事務の概要報告を終わります。
- 議 長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いま
すが、これにご異議はありませんか。
（「異議なし」との声あり）
異議なしと認めます。よって本定例会の日程は、本日 1
日と決定いたします。
会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に
野村勉委員及び樋口なぎさ委員を指名いたします。
それでは、「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出につい
て」、事務局が説明をいたします。
- 事務局（北村） そしたら、説明をさせていただきます。

議案書 1 ページになります。

「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について」ですが、今回は 5 件届出が出ています。

届出番号 1 番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり赤野の 1 1 筆で、面積は全部で 2,367㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 2 番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口の 1 1 筆で、面積は全部で 5,795㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 3 番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北の 2 1 筆で、面積は全部で 5,906㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 4 番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり畑山及び栃ノ木の 2 4 筆で、面積は全部で 4,712㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号 5 番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり下山の 1 0 筆で、面積は全部で 2,254.35㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。以上です。

議長 ただいまの「報告第 1 号について」、質問意見がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について」説明いたします。

議案書は 7 ページとなります。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口の2筆です。地目は畑で、面積は161㎡となっております。

当初は平成13年9月30日から40年間の賃借権が設定されていましたが、双方同意の合意解約の通知が提出されたものです。

次に、届出番号2番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりです。川北の1筆になります。地目は田で、面積は4,532㎡のうち1,600㎡となっております。

平成29年12月1日から10年間の賃借権が設定されていましたが、双方同意の合意解約の通知が提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの「報告第2号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第3号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 議案書は8ページとなります。

「議案第3号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

申請番号1番と2番は、譲受人が同一なので一緒に説明させていただきます。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり畑山の4筆で、登記地目は田で、面積は1,843㎡です。

売買による所有権移転の申請で、上から3筆の1,469㎡ではユズが作付されており、残り1筆の374㎡では水稻を作付する予定をしております。

申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり畑山の1筆で、地目は畑で、面積は580㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズが作付されております。

申請番号1番、2番の所在地につきましては、9ページと10ページに地図がございます。畑山公民館の川を隔てた向かいと、それから500mほど下流にある農地となります。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズ、水稻を栽培しております。今回の申請地には、ユズ、水稻を作付けする予定がされており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用なしです。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用はありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズ、水稻を栽培し、農業を営んでおりまして、年間250日農業に従事する予定者が1名、年間300日農業に従事する予定者が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が5,749㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズ、水稻を栽培する予定と言うか、ユズが植わっておりまして水稻を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、4月12日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番を説明させていただきます。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の2筆で、地目は畑で、面積は161㎡です。

売買による所有権移転の申請で、芋ほかの作付を予定しております。

3番の所在地につきましては、11ページに地図がございます。市営住宅高台寺団地の西隣にある農地になります。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナス、水稻等を栽培しております。今回の申請地には、芋ほかを作付けする予定がされており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用なしです。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用なしです。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者がそれぞれ年間300日が1名、250日が1名、年間30日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が19,140㎡となりますので、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には芋ほかを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、4月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただきました。

最後に、申請番号4番を説明させていただきます。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の2筆で、登記地目は田で、面積は955㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズが作付されております。

4番の所在地につきましては、12ページに地図がございます。川北の堂の尾集落から約800mのところにある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3

の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はピーマンを栽培しています。今回の申請地には、ユズが作付されており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は農地所有適格法人ですので、適用はありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用はありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ピーマンを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者がそれぞれ年間300日が2名、240日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が17,851㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの作付がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、4月13日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議 長

現地確認委員の報告を申請番号1番と2番は、小松豊喜委員、申請番号3番は、大久保暢夫委員、申請番号4番は、樋口なぎさ委員、お願いします。

14番小松委員

申請番号1番と2番です。

4月12日に現地に行ってきました。報告のとおりです。

3番大久保委員

3番です。

4月13日に現地に行ってきました。先ほどの説明のとおりです。

7番樋口委員

4番です。

13日に現地に行ってきました。事務局の説明に間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別にないようですので、採決いたします。

「議案第3号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第3号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「報告第4号、農地法第4条届出報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(弘井) それでは、「報告第4号、農地法第4条届出報告について」説明いたします。議案書は13ページをご覧ください。

農地を転用する場合は、転用の許可を受ける必要がありますが、ご自分の持っている農地に200㎡以内の農業用施設を建てる場合は届出を行うだけでよく、今回は1件届出がありました。

申請番号1番、申請者、申請地は議案書に記載のとおりとなっています。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

所在地は14ページの地図をご覧ください。

農業用の倉庫を建てる届出となっております。4月11日に野町重理委員、長野榮徳委員に現地確認していただいております。周辺の農地からの同意も得ております。こちらは写真でお分かりのとおり、既に倉庫は完成しております。面積は155㎡、200㎡は切っております。説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を野町重理委員、お願いします。

2番野町委員 現地確認、4月12日に行ってきました。先ほどの説明に間違いありません。

最近、この納屋の建っている隣をきれいに耕して整地していますので、それも合わせてご報告いたします。

議長 ただいまの「報告第4号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法

農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

それでは、説明させていただきます。

議案書は15ページになります。

「議案5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで、西浜の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で5,590㎡です。

水稻を栽培する予定をされており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり1万円の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17、18ページに地図がございます。防災センターと安芸集出荷場周辺にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

すいません。次の申請番号2番で借受人は同じになりますが、貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり西浜及び黒鳥の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で3,931㎡です。

水稻を作付する予定をされており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり2等米4袋の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17、18ページに地図がございます。防災センターと黒鳥公民館の周辺にある農地となります。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地1筆で、地目は田で、面積は555㎡です。

ナスを栽培する予定をされており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり米7俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。国道55号の矢流バス亭の上段の農地になります。

次に、申請番号4番です。

この案件は、16ページの議案書の備考の欄に記載してますとおり、第3回定例会で決定された計画の中で、賃貸料の記載「12万円」ということで届出がされておりましたが、正しくは「6万円」ということで、お二人から申出書の提出がありましたので、それを変更ということで、計画に反映するものです。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地1筆で、地目は田で、面積は1,239㎡です。

賃貸料以外の点は変更ございません。

この案件は、現地確認等は終えておりますので、資料の添付はございません。

なお、現地につきましては、申請番号1番、2番は野村勉委員、渡辺禎宏委員、申請番号3番は野町亜理委員、長野榮徳委員に確認していただいております。以上です。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番と2番は、野村勉委員、申請番号3番は、長野榮徳委員、お願いします。

6番野村委員 申請番号1番、2番です。

4月13日に現地を確認しました。先ほどの説明に相違ありません。

長野推進委員 申請番号3番です。

先だって弘井くんと野町委員さんとで現地確認しました。説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

別がないようですので、採決いたします。

「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 説明をさせていただきます。

議案書は20ページになります。

「議案6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」説明いたします。

農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は4,222㎡です。

作物は転借人がナスを栽培する予定をしております、貸借期間は15年間で、賃借料は10アール当たり70,000円の条件で新規設定する計画です。

なお、転借人予定者につきましては、調査書に記載のとおりです。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

水道の川北水源地の西側にある農地となります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

すいません。写真の方を。

現地につきましては、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただいております。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を中平秀一委員、お願いします。

中平推進委員 4月13日に現地確認してきました。説明どおりで間違いありません。

議長 それでは審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別にないようですので、採決いたします。

「議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定による中間管理権の決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第6号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定による中間管理権の決定について」については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「報告第7号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について」、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 説明をさせていただきます。

議案書22ページになります。

「報告第7号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について」説明いたします。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地2筆、地目は田で、面積は全部で1,542㎡です。

施設野菜を作付する予定で、貸借期間は約15年間で、賃借料は10アール当たり50,000円の条件で新規設定する計画です。この件につきましては、2月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、3月22日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆、地目は田で、面積は1,302㎡です。施設野菜を作付する予定で、貸借期間は約15年間で、賃借料は10アール当たり60,000円の条件で、新規設定する計画です。この件につきましては、2月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、3月22日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口と西浜の農地2筆、地目は田で、面積は3,652㎡です。野菜を作付する予定で、貸借期間は約3年間で、賃借料は10アール当たり40,000円と50,000円の条件で、更新する計画です。この件につきましては、2月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、3月22日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北の農地2筆、地目は田で、面積は5,785㎡です。施設野菜を作付する予定で、貸借期間は約15年間で、賃借料は10アール当たり70,000円の条件で、新規設定する計画です。この件につきましては、2月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、3月22日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。以上でございます。

議長 ただいまの「報告第7号について」、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第8号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(弘井) 「議案第8号、非農地証明願について」説明いたします。

議案書は24ページをご覧ください。

申請番号1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は7筆で2,130㎡となっております。

所在地の地図は25ページに掲載しております。

温泉こまどりの西約500mにある農地です。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

こちら申請人によりますと、平成13年に現所有者が相続により取得しましたが、それ以前にスギ、ヒノキを植林し現在に至っております。申請地に生えている木の状況を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては4月12日に内川昭二会長、有澤節子委員、有澤光喜委員に確認していただいております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、有澤節子委員と、私が報告いたします。

9番有澤委員 現地を確認してきました。近くまでは橋がなくて入れませんでしたけど、手前から確認ができましたので報告します。

1番内川委員 有澤節子さんと有澤光喜委員と三人で行ってきました。

現地は川の向こう、橋が崩れ落ちてました。ロープだけになっておりましたので、向こうへは行けませんでした。こちら側から確認してきました。以上です。

議長 それでは審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別にないようですので、採決いたします。

「議案第8号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第8号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、「議案第9号、令和4年度最適化活動の

目標の設定等について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 説明させていただきます。

議案書は、26、27ページになります。

すいません。お手元に正誤表を、カラー刷りの、こちらの方を間違いがありましたので配らせていただきました。

2点誤りがあります。

まず、1点目。27ページの方なんですけど。「農地利用最適化推進委員の人数」が「19」となっておりますが、正しくは「9」です。

2点目が、その下の（2）の後の記載が（1）と同じとなっていて、正しくは「活動月間の数値目標」です。

すいません。正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

それでは、中身の説明の方をさせていただきます。

1月の定例会のその他の件で、国において農業委員会制度の大幅な見直しが検討されており、今まで以上に委員の皆さんに積極的な参加や意見集約が求められていくことになるとの説明を事務局からお伝えさせていただきました。

その一環として、国から「農地等の利用の最適化活動の目標」を設定し公表する旨が求められております。

この目標につきまして、まず各農業委員会が定められた様式。今回の議案でお示ししているのがその様式で、それを使い、目標を設定いたします。

次に、県の農業会議にその目標を報告し、「適切である」との回答があった場合は、ホームページに公開します。

次に、公表した内容を、県を通じて農林水産省に報告し、安芸市や農地中間管理機構へ通知するという流れとなっております。

それでは、事務局案で作ったものにつきまして内容を説明させていただきます。

26ページの左側の表をご覧ください。

1. 農業委員会の状況です。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の人数、それから農家・農地等の状況、農家数や従事者数、認定農業者、耕地面積などの数値について、国の統計調査や市の集計に基づいた数字を入れております。

次に右側の表をご覧ください。

2. 最適化の目標になります。まず、（1）農地の集積です。全体の農地面積に対する、認定農業者などの担い手への農地

の利用集約の現在の比率、右の一番上にある集積率になるんですが「61%」となっております。

令和2年に安芸市農業委員会が策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」では、そのとき、現状「57%」でしたので4%の増となっております。

全体の農地面積が減少してまして、一方で担い手への集積面積が増えた関係で、その率の方が増えております。

この傾向をふまえて②の目標の方ですけれど、今年度末の目標数値を1%増の「62%」、来年度末の数値を2%増の「64%」としました。

高知県全体の目標値は、10年後の令和13年におおむね「58%」というふうに設定されておりました、一方、国の方の目標値は「80%以上」ということが目標値とされております。

この数値の設定につきましては、各市町村で国または県の数値を参考に目標値を設定するものとされていますので、高知県と国の範囲内でありますので、「64%」という数値にさせていただきます。

次に、(2)の遊休農地の解消です。

現状の遊休農地が「18ヘクタール」でして、そのうち「5分の1の解消」が目標となりますので、数値出しますと「約4ヘクタール」となります。

一番下の数値の方に、昨年発生した新規面積が「2ヘクタール」というふうになっておりました、これにつきましてはすぐに解消すべきものとの位置付けとなっております。

次に、27ページの方に移らせていただきます。

(3)の新規参入の促進です。

現状での3か年の新規参入者は、「5名から12名」の間となっております。

一方で、権利移動面積は過去3か年、「おおむね20ヘクタール」となっております。このうち、1割が新規参入者への貸付け等の目標値というふうになっておりますので、数値割戻しますと「2ヘクタール」という数値になります。

次に、その下、2の最適化の活動目標です。

(1)の推進委員等が最適化活動を行う数値目標となります。月の最低ラインが「6日」で、それ以上の日数の活動が必要との考えが示されておりました、「6日」というのを1月の目標値と設定しております。

次に(2)活動月間の設定です。

各委員が最適化活動を行うとは別に、各農業委員会として集

中的に取り組みを行う月を「3か月」以上設けて取り組むこととされております。

項目としては、「遊休農地の解消」、「農地の集積」、「新規参入の促進」の3項目となっています。今後取り組みについて、委員会で話し合いながら取り組むことになると思われますので、おおむねの時期と活動の表現も個別に特定はしておりません。

今後、協議していただき取り組んでいくこととなると考えています。

なお(3)の新規参入相談会への参加目標も同様の考え方で、時期などは「未定」という形で作成しております。

なお、内容の説明の際に触れさせていただきましたが、公表前に県の農業会議の内容確認がございます。5月の中旬までに確認、修正の上公表し、県を通じて国へ報告という日程となっています。

あらかじめ、指定された数値などをふまえて作成しておりますが、事前確認の際に指摘された事項について、数値や軽微な変更が必要になることがあるかもしれません。

大きな変更が無ければ、事務局において変更したものを会長に見ていただいて訂正し、その結果を次の月の5月の定例会に報告することについても、合わせてご了承いただければと考えております。

簡単ですが、以上が説明とさせていただきます。

議長 それでは審議をお願いします。

小松昌平推進委員。

小松推進委員 推進委員の小松です。

一つ質問というか、目標数っていう、目標ながやけんど。6日とか、3回とかあるがやけんど。これ、別に達成せんというがはないがやろうか。ただ目標っていう話やろうか。

事務局(弘井) ペナルティーがあるかどうかっていうのは、まだ分かりません。

これからスタートなので、はっきり分らんがですけんど、6日の説明を聞いた中ではですね。最低ライン「6日」っていうのをやって欲しいというのは、農業会議、国の農業会議の方も言われてました。

活動の内容が重くないもの、前からいろいろ言いゆうがですけんど、結構皆さんやってくれちゆうがやけんど、活動に載せてないというのが多いと思います。

昌平さんとか、新規参入のことを聞いたり、農地集積の話を知ったり、話を聞くことも農業委員さんの活動の一つというこ

とで、この間の研修会でも言っていましたので。地域の農家さんからの相談事とか、そういう話を聞いた際はメモっちよいてもらって、それも活動に載せていただいて。正しい表現かどうか分らんがですけど、回数を伸ばしてもらおうという形をお願いしたいということは、国の農業会議の方もそういう話をすることが大事ながやき、一番の活動ながやいうようなことも言われてましたので。そこら辺をちょっと厚くやってもらうて、忘れんようにメモしちよってもら。それを農業委員会に来てもらうか、電話でもかまいませんき、それを表に落としていくという形をお願いしたいです。

事務局（北村） あと、ご自身がおられる地域の農地の見回りについて、具体的にそれが何かにつながることはないかもしれませんが、そういうような活動も委員会の活動の一環としては入れていただいてもいいというのはおっしゃってましたので、幅広く、そこは。

小松推進委員 分かった。ほいたら、活動を記録して書きよらんといかん。今までやったら、報告しよったことを6回は書いてねということよね。

事務局（弘井） どう言うたらえいか、なかなか難しいがですけんど。

小松推進委員 言いゆうことは分かる。そういうことながやね。そういうような書き方をするということやね。

事務局（弘井） 今まで活動してくれゆうけど、報告してもらうてなかったことも記録してくださいというところです。

なかなかおっこうやとは思いますがですけんど。一回一回話したがをメモっちよったり、覚えちよったりするがは。そういう流れになってますよね。そこは、ちょっとご理解いただきたいと。

小松推進委員 報酬もらいゆうき、それはしょうがないわね。分かりました。

事務局（弘井） お願いします。

議長 ほかにないようですので、採決いたします。

「議案第9号、令和4年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 全員賛成です。

「議案第9号、令和4年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案どおり決定いたしました。

なお、事務局から説明がありましたとおり、公表までの間に県などから訂正を求められた場合、内容が軽微なもの

については修正の確認を会長の私に一任いただき、後日委員会に報告する形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

議長

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして「議案第10号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井）

それでは、議案第10号の説明をさせていただきます。

議案書は28ページからになります。

こちらは、「農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」安芸市長から意見を求められたものになります。

今回審議いただく件ですが、整理番号の方が13番からになっております。これは、県への事前協議を昨年10月に審議いただきました12件とあわせて提出するため、13番からという番号になっております。

まず、整理番号13番から説明いたします。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地につきましては30ページに地図を載せております。

特別養護老人ホーム八流荘の南東約300mにある農地です。

現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

変更後の用途及び変更の理由は、除外決定後、非農地証明を申請し、墓地に変更する予定となっております。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の変更案件の除外理由書で説明いたします。

まず、必要性についてですが、申請地を墓地及び通路として利用するもので必要性が認められます。

次に、規模の適当性は、現地及び土地利用計画図を確認し、過大でなく規模の適当性が認められます。

除外後の農地区分につきましては、その他農地になると判断しています。

あと代替性につきましては、申請地は50年以上前から墓地として利用されているとのことで、農用地以外の土地をもって代えることが困難であると判断しております。

写真を見ていただいたら分かりますとおり、また50年前からということで説明のとおり、すでに墓地が造られている案件となっております。

また、農業上の土地利用の支障につきましては、申請地の周囲には農地はなく影響を及ぼすおそれはないと認められます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、申請地付近での農用地集積の予定はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、申請地周辺に該当する施設がないため、支障を及ぼすおそれはないと認められます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域及び多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

次に、整理番号14番になります。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は31ページに地図があります。

ごめんなはり線安芸駅の北約450mにある農地です。

現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の変更案件の除外理由書で説明いたします。

まず、必要性についてですが、安芸市消防団安芸分団屯所をL1津波浸水想定区域外である申請地に移転するもので必要性が認められます。

次に、規模の適当性は、現地及び土地利用計画図を確認し、過大でなく規模の適当性が認められます。

除外後の農地区分につきましては、第2種農地になると判断しています。理由は、ごめんなはり線安芸駅から500m以内にある農地であるためです。

代替性につきましては、申請地はL1津波浸水想定区域外であり、農用地以外の土地をもって代えることができないと判断しております。

農業上の土地利用の支障につきましては、隣接する農地から同意書を得ており、周囲の農地に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

農用地の利用の集積への支障につきましても、申請地付近での農用地集積の予定はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、申請地周辺に該当する施設がないため、支障を及ぼすおそれはないと認められます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

また、申請地は中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しておりませんが、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しているため、事前に高知県農業基盤課に連絡しております。

次に、整理番号15番です。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は32ページに地図を載せております。

天神坊橋の西詰めから約250mにある農地です。

現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

変更後の用途及び変更の理由ですが、除外決定後、農地法第5条の申請を行い、駐車場及び資材置場として転用する計画となっております。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の変更案件の除外理由書で説明いたします。

まず、必要性についてですが、申請地に隣接する現事業所の駐車場及び資材置場として利用するもので、必要性が認められます。

次に、規模の適当性は、現地及び土地利用計画図を確認し、過大でなく規模の適当性が認められると判断しております。

除外後の農地区分につきましては、第1種農地になると判断しています。理由は、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であるためです。

代替性につきましては、申請地と隣接する自己所有地と一体的に利用する計画であるため、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しております。

農業上の土地利用の支障につきましては、隣接する農地から同意を得ており、周囲の農地に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、申請地付近での農用地集積の予定はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、申請地周辺に該当する施設がないため、支障を及ぼすおそれはないと認められます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施しておりません。

また、申請地は中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しておりませんが、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しているため、事前に高知県農業基盤課に連絡し

ております。

次に、整理番号 1 6 番です。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は 3 3 ページに地図を載せております。

内原野自然公園の西側にある農地です。

現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

こちらは、携帯電話無線基地局を設置するものです。

農用地区域からの除外に係る基準について、別紙の変更案件の除外理由書でご説明いたします。

携帯電話無線基地局を設置するために転用するものは、許可不要案件ですが、農用地のままでは適当でないため変更するものです。

必要性についてですが、申請地を携帯電話基地局用地として利用するもので必要性が認められます。

次に、規模の適当性は、現地及び土地利用計画図を確認し、過大でなく規模の適当性が認められます。

除外後の農地区分につきましては第 1 種農地になると判断しています。理由は、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であるためです。

代替性につきましては、申請地を携帯電話基地局として利用するもので、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、周辺住民の同意を得ており、周囲の農地に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、申請地付近での農用地集積の予定はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、申請地周辺に該当する施設がないため、支障を及ぼすおそれはないと認められます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

また、申請地は中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しておりませんが、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しているため、事前に高知県農業基盤課に連絡しております。

次に、整理番号 1 7 番です。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は 3 4 ペ

ージに地図を載せております。

特別養護老人ホームつつじの丘の南にある農地です。

現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

変更後の用途及び変更の理由は、除外決定後、農地法第4条の申請を行い、東屋、墓地及び駐車場用地に転用する計画となっております。

農用区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の変更案件の除外理由書でご説明いたします。

まず、必要性についてですが、申請地を東屋、墓地及び駐車場として利用するもので必要性が認められます。

次に、規模の適当性は、現地及び土地利用計画図を確認し、過大でなく規模の適当性が認められます。

除外後の農地区分につきましては、その他農地になると判断しています。

代替性ですが、申請人は申請地近くで農業をしております。また、自分の墓地が無く自宅から近い自己所有地であるため、農用地以外の土地をもって代えることができないと判断しております。また、令和3年に東屋及び駐車場を整備しているため、始末書が提出されています。

農業上の土地利用の支障につきましては、周囲の農地所有者から同意を得ており、影響を及ぼすおそれはないと認められます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、申請地付近での農用地集積の予定はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められます。

農用区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、申請地周辺に該当する施設がないため、支障を及ぼすおそれはないと認められます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用区域及び多面的機能支払制度に係る農用区域には該当していません。

次に、整理番号18番です。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、所在地は35ページに地図を載せております。

江川公民館の北西約250mにある農地です。

現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

変更後の用途及び変更の理由は、除外決定後、農地法第5条の申請を行い、個人用住宅に転用する計画となっております。

農用地区域からの除外に係る基準について、別紙の変更案件の除外理由書でご説明いたします。

まず、必要性についてですが、申請地を個人住宅として利用するもので、申請地は現住居の隣接地であり、必要性が認められます。

次に、規模の適当性は、現地及び土地利用計画図を確認し、過大でなく規模の適当性が認められます。

除外後の農地区分につきましては第1種農地になると判断しております。理由は、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であるためです。

代替性につきましては、申請地は現住居の隣接地であるため、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しております。

農業上の土地利用の支障につきましては、隣接する農地は申請者の自己所有地であるため影響を及ぼすおそれはないと認められます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、申請地付近での農用地集積の予定はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、申請地周辺に該当する施設がないため、支障を及ぼすおそれはないと認められます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施しておりません。

また、申請地は中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しておりませんが、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しているため、事前に高知県農業基盤課に連絡しております。

説明は、以上です。

議長 それでは審議をお願いします。

はい。

4番川島委員 ここで出てくる多面的機能というのは、どういう。

事務局（弘井） 地域で、何と言うたらえいかな。

地域で組をつくって、そこで農地の広さによってお金がもらえるみたいな。

事務局長 農地の保全と農業用施設の管理を、交付金をもろうて直していくっていう事業をやってまして。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1出して。

農地としてきちり守っていかんといかんですよっていう

大事なエリア、事業区域に入れてやっておりますので、外すときにはちょっと重みがある、そういうような位置づけになる。

4 番川島委員 補助金の対象になる。

(発言する者あり)

議長 ほかにないようですので、採決いたします。

「議案第10号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)、について」は、原案どおり答申することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第10号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)について」は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（北村） すいません。事務報告になりますが、来月の定例会は、5月25日の水曜日、午後1時半から行いますので。

事務局（弘井） 事業説明するがです。

事務局長 します。

事務局（弘井） 5月のときに、農林課の事業説明をまた。

事務局長 主な事務事業の説明を担当係長に来させて説明させていただきます。

2 番野町委員 活動報告の書き方の説明会は。

事務局（弘井） やりましょうか、来月。ちょっと作っちゃいます。

それとですね。最近コロナであれやったがですけど。

視察研修を夏ぐらいに行きよったと思うがですけど。もし、今年行くなら、そろそろ予定を立てんといかんがですけど。コロナもこんな状況ですけども、今年の研修をですね、どうしたらえいかということをお伺いしたいところながですけど。

ただ、やるっていうても受け入れてくれるところがあるかというところも問題になってくると思いますけれど。いかかでしょう。まだ早いとか。

3 番大久保委員 行くのも、向こうに悪いじゃないかな。

事務局（弘井） 基本、県外。中四国内やったと。僕も去年来て分らんがですけど。

2 番野町委員 しばらくお預けなが。

- 事務局長 3年の任期の真ん中、2年目の夏に行きましようというような運用の仕方をしてきてますけど。本来やったら、去年という流れ。
- 事務局（弘井） まだ、ちょっと。大久保さんから、まだ早いがないかというところですけど。委員の皆さんどうですか。
- 2番野町委員 例年やったら、1泊2日で行くというパターンが多かったと思うがですよ。けど、1泊2日やなくても日帰り。皆さん、ほとんどの方が3回目のワクチンも接種されているので、あんまり長時間やない、お泊りもせんよやったら、可能な部分もあると思うたりもするがです。どういた。言うて。
- 小松推進委員 一緒よえ。1泊するもせんも。
- 2番野町委員 そうかそうか。分かりました。日帰りにしたら行ける人もおるかと思うて言うたがです。
- 事務局（弘井） まだ、そしたら今年は早いということで。
- 事務局長 今決めちよかないかんとすると判断しづらいろうかね。
- 事務局（弘井） 例年夏ぐらいまでに。忙しくなるがでしょう。
- 2番野町委員 7月の終わりぐらいやったよね。
- 事務局長 どういても今時分に打診を受け入れるかどうか、何名でこういうような内容でっていうものを5月の連休明けには打診しちよかんと間に合いませんので。ちょっと厳しいようやったら、もう。
- 事務局（弘井） じゃあ、今年はまたお休みということで。来年以降。来年改選やき、そんなどころじゃない。今回は、またお休みということで。あとまた来月、皆さんにですね。書き方をちゃんと説明できておりませんので。日誌の活動記録の、ちょっと来月、勉強しちよきますんで。
（「うんと、ちゃんと」「例題を」との声あり）
- 事務局（弘井） 4月、5月にやっことはメモしておいてもろうて。転記しますんで。お願いします。
- 議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により

署名、押印する。

令和4年5月25日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員